

商標法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十五条の二 商標法第六十八条の三十第二項の経済産業省令で定める期間は、<u>商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三月とする。</u></p>	